

仕 様 書

1. 委託業務名

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査集計等業務及び
湯沢町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託

2. 委託業務の目的

本業務は、国や県の動向及び当町の高齢者の生活状況や介護サービスのニーズを把握・分析し、令和9年度から令和11年度までの3か年を計画期間とする湯沢町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画を策定することを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4. 令和7年度の委託業務

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査集計等業務

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査の概要

(※調査は当町が直接実施するため、委託業務には含まれない。)

①調査対象者	○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 65歳以上の町民（要支援認定者を含む）の内、無作為に抽出した600人（回収率見込70%） ○在宅介護実態調査 要介護認定者（施設入所者を除く）220人程度（回収率見込50%）
②調査対象地域	湯沢町全域
③日常生活圏域	1圏域
④調査方法	郵便による調査票の配布・回収 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は無記名式 在宅介護実態調査は付番照合方式
⑤調査項目	厚生労働省が示した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（必須項目＋オプション項目）及び在宅介護実態調査（基本調査項目＋オプション項目）に、当町独自の調査項目を一部追加したもの
⑥調査実施時期	令和7年11月から12月を予定

(2) 委託業務内容

- ①調査結果の入力、集計及び分析
- ②集計結果分析報告書の作成
- ③県へ提出する集計データの作成

(3) 成果品

- ①集計結果分析報告書1部（A4版カラー刷り・製本なし）
- ②集計結果分析報告書の電子データ（Word及びPDFのデータをCD-ROM等に記録したもの）
- ③調査集計結果の電子データ（集計表データはエクセルで作成し、CD-ROM等に記録したもの）
- ④県へ提出する集計データ（県が指定した入力用エクセル）

(4) 業務完了期限

令和8年3月31日

(5) 委託料の支払

業務完了後、受託者が成果品及び関係資料等を整えた後、当町が検査を行うものとし、検査に合格したときは、契約代金の内令和7年度分を受託者からの請求により部分払するものとする。

5. 令和8年度の委託業務

湯沢町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務

(1) 委託業務内容

①現状把握及び課題分析

- ・湯沢町老人福祉計画・第9期介護保険事業計画の現状把握及び課題分析
- ・令和7年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果分析
- ・国民健康保険団体連合会給付実績データ等（地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等）に基づく現状分析

②人口等推計及びサービス見込量等の算出

- ・人口、被保険者数及び要介護（要支援）認定者数の推計
- ・介護給付サービス見込量及び介護給付費見込量の算出
- ・総事業見込量の算出
- ・第1号被保険者の保険料額の推計

③地域支援事業に要する費用の額、量の見込

- ・地域支援事業対象者数の推計
- ・介護予防・生活支援サービス事業の数量の見込
- ・一般介護予防事業の数量の見込
- ・包括的支援事業の数量の見込
- ・任意事業の数量の見込

④見込量に対する提供体制確保のための方策の検討

- ・介護給付サービス、地域支援事業及び介護人材確保・育成と業務効率化への取組の支援について、現状把握や課題分析、調査結果を踏まえ、サービス提供体制を確保するための方策を検討する。

⑤認知症施策推進、成年後見制度利用促進のための方策の検討

- ・認知症施策推進、成年後見制度利用促進について、現状把握や課題分析、調査結果を踏まえ、方策を検討する。

⑥計画策定業務

- ・計画案の作成（基本構成、ページレイアウト等の企画、立案、素案原稿の作成）
- ・計画書の作成（各種表、グラフ、コメント等の作成、編集及び校正）
- ・計画書の概要版の作成

⑦検討委員会等の支援

- ・事務局との打ち合わせ（５回程度）
- ・検討委員会の運営支援及び資料作成
- ・検討委員会への出席、資料等の説明（５回程度）

（２）成果品

①計画書の電子データ（エクセルで作成し、ＣＤ－ＲＯＭ等に記録したもの）

②計画書の印刷製本　Ａ４版、表紙レザック、１色刷り、７５部

③計画書の概要版　１部（Ａ４版カラー刷り・製本なし）

④計画書の概要版の電子データ（Ｗｏｒｄ及びＰＤＦデータをＣＤ－ＲＯＭ等に記録したもの）

(3) 業務完了期限

令和9年3月31日

(4) 委託料の支払

業務完了後、受託者が成果品及び関係資料等を整えた後、町が検査を行うものとし、検査に合格したときは、契約代金の内令和8年度分を受託者からの請求により支払うものとする。

6. その他

- ①本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。
- ②本業務の実施にあたっては、個人情報の適正管理を徹底するとともに、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。また、業務完了後も同様とする。
- ③本業務の成果品に係る著作権、版權等の権利は、当町に帰属するものとする。
- ④本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、随時協議するものとする。